

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月30日

【会社名】 株式会社九電工

【英訳名】 KYUDENKO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 佐藤 尚文

【本店の所在の場所】 福岡市南区那の川一丁目23番35号

【電話番号】 福岡(092)523-1691(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 宮崎 昌英

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号(サンシャイン60)

【電話番号】 東京(03)3980-8611(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本社 総務部長 伊東 貴史

【縦覧に供する場所】 株式会社九電工東京本社
(東京都豊島区東池袋三丁目1番1号(サンシャイン60))
株式会社九電工関西支店
(大阪市中央区南船場二丁目9番8号(シマノ・住友生命ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第94期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- ①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設、取締役の員数に関する規定の変更等を行う。
- ②役付取締役としての「取締役社長」を執行役員制度に基づく「社長執行役員」に変更するため、役付取締役に関する規定の変更を行うとともに、執行役員に関する規定の新設等を行う。
- ③「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにより、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることに伴い、規定の変更等を行う。
- ④上記に伴う条数の修正、その他所要の変更等を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、西村松次、佐藤尚文、武井秀樹、石橋和幸、城野正明、倉富純男、柴崎博子及び金子達也を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、加藤慎司、道永幸典、吉迫徹及び添田英俊を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額7億円以内（うち社外取締役分年額5千万円以内）とする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額を年額1億1千万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	624,735	4,861	0	(注)1	可決 99.12
第2号議案					
西村松次	595,557	34,034	0	(注)2	可決 94.50
佐藤尚文	611,325	18,268	0		可決 97.00
武井秀樹	612,238	17,358	0		可決 97.14
石橋和幸	612,303	17,293	0		可決 97.15
城野正明	612,309	17,287	0		可決 97.15
倉富純男	585,258	44,333	0		可決 92.86
柴崎博子	620,359	9,237	0		可決 98.43
金子達也	624,641	4,955	0		可決 99.11
第3号議案					
加藤慎司	614,238	15,354	0	(注)2	可決 97.46
道永幸典	522,028	107,565	0		可決 82.83
吉迫徹	407,623	221,973	0		可決 64.68
添田英俊	521,569	108,024	0		可決 82.76
第4号議案	627,503	547	1,546	(注)3	可決 99.56
第5号議案	629,159	341	96	(注)3	可決 99.83

(注)1. 第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

2. 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

3. 第4号議案及び第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以 上